

**障害のある人と援助者でつくる
日本グループホーム学会 会則**

第1条（名前）

この学会の名前は「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」です。

第2条（目的）

1. 人は誰でも地域でその人らしく自由に暮らす権利があります。

この学会は、障害のある人や高齢者が尊敬され、独立した人として誇りをもって暮らすための方法を、当事者とともに研究し、つくりだすことを目的とします。

2. グループホームは、人として誇りをもって生きるための、大切な暮らしの場のひとつです。

この学会は、グループホームで暮らす人が、その人らしく、よりよく生きてゆくために、住居のあり方、支援のあり方、さらに、年金、給与、住居、介護など生活保障全体について、さまざまな立場からよく調べ、考えます。

第3条（事業）

こうした目的を達成するために、この学会は次の事業をおこないます。

1. **研究・調査・開発事業**（課題について考え、調べ、必要なものをつくりだす活動）
2. **情報公開・情報提供・情報交換等事業**（情報をあきらかにし、役立てる活動）
3. **政策提言等事業**（自分たちの考えを国や自治体につたえ、政策に結びつける活動）
4. **研修・啓発等事業**（課題について話し合い、共に理解を深める活動）
5. **その他目的を達成するために必要な事業**

第4条（会員）

1. 会員は、この学会の目的に賛成する個人です。

グループや団体が会員になることはできません。

2. 会員には、情報会員、一般会員、本人会員があります。情報会員は毎年 6000 円、一般会員は毎年 5000 円、本人会員は毎年 1000 円を会費として学会にはらいます。

3. この学会の目的に反したり、学会の信用を失うようなことをしたり、会費を1年以上はらわなかった場合は、会員の資格を失うことがあります。

4. 会員資格は、入会申し込みが受理された年度の4月から翌年の3月までとします。

5. 退会は、申し出があった日に関わらず、年度末に受理します。年度途中で退会を申し出た者も、

必要なものを提案していく活動

入居者委員会～入居者本人がグループホームでの暮らしについて考え、

意見を言う機会をつくり出す活動

3. 学会は必要におうじて、臨時委員会をつくることができます。
4. 各委員会の委員は、運営委員会のすいせんを受けて、代表が委任します。
5. 常設委員会の委任の任期は3年です。再任もみとめられます。
臨時委員会の委員の任期は、必要におうじて代表が決めます。
6. 各委員会の事務は、運営委員が分担しておこないます。

第10条（顧問）

学会は必要におうじて顧問をおくことができます。

第11条（会計）

1. この学会の経費は、会費その他の収入をあてます。
2. 会計の年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日におわります。

第12条（事務局）

学会事務局は、〒231-0806 横浜市中区本牧町1-120 におきます。

第13条（会則の変更）

この会則は、総会の議決によって変更できます。

付則 この会則は、2004年7月31日から実施します。

この会則は、2005年6月4日から実施します。

この会則は、2006年6月17日から実施します。

この会則は、2007年7月7日から実施します。

この会則は、2010年6月12日より実施します。ただし、2010年度総会の決議に基づき、会費の変更は2010年4月1日より実施します。

この会則は、2015年7月11日から実施します。ただし、会費の変更は2016年度分より実施します。

この会則は、2020年10月1日から実施します。